



京田辺市

パートナーシップ宣誓制度

ガイドブック

パートナーシップ宣誓を考えている方へ



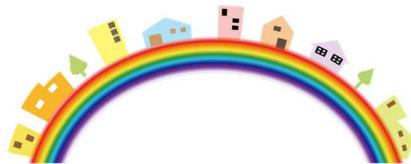
KYOTANABE CITY 『便利でええやん!京田辺』

目 次

1 パートナーシップ宣誓をお考えのみなさまへ	1
パートナーシップ宣誓制度とは	1
宣誓することができる人	2
2 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ	3
宣誓日時の事前予約	3
宣誓日の当日	3
宣誓に必要な書類（チェックリスト）	4
宣誓書の受領を証明するもの	5
3 宣誓後の届出等について	6
宣誓書受領証等の再交付	6
宣誓書受領証等の返還	6
自治体間連携について	7
4 よくある質問	9
5 参考資料	12

Ⅰ パートナーシップ宣誓をお考えのみなさまへ

パートナーシップ宣誓制度とは



京田辺市は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、一方又は双方がL G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、京田辺市として、この制度の導入により、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性やL G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）の方々に関する理解と共感が広まることにより、お二人が生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、住みよい社会につながるよう取り組むものです。



京田辺観光大使
“一休さん”

宣誓することができる人

一方又は双方がL G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性のカップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のカップルという例もあります。様々なケースのL G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）のお二人が対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件を全て満たしている必要が
あります。

(1) お二人が、どちらも成年に達していること

(2) 少なくとも、いずれか一方が、現に京田辺市民であること

(3) お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、4ページを見てください）。

※ 海外で同性婚をしているお二人の場合も、宣誓できます。

(4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと

※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

(5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

※ 宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合については、宣誓することができます。

2 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

宣誓日時の事前予約

- 宣誓を希望する日の7開庁日前（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）までに、電話、FAX又はメールで予約をしてください。予約は、宣誓を希望する日の1ヶ月前から受け付けます。
- 予約時には、お二人の氏名（フリガナ）・宣誓希望日時（第三希望まで）・代表の方の日中に連絡がつく電話番号及びメールアドレスをお伝えください。

予約連絡先 人権啓発推進課
電話 0774-64-1336 平日の9時～16時30分（12時～13時除く）
FAX 0774-64-1305
メール jinken@city.kyotanabe.lg.jp

- 予約の連絡をいただいた後、京田辺市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
※ 予約の連絡から2開庁日以内に京田辺市からの連絡がない場合は、再度お問い合わせいただきますようお願いします。
- 宣誓できる時間は平日の9時～16時（12時～13時を除く）です。宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

宣誓日の当日

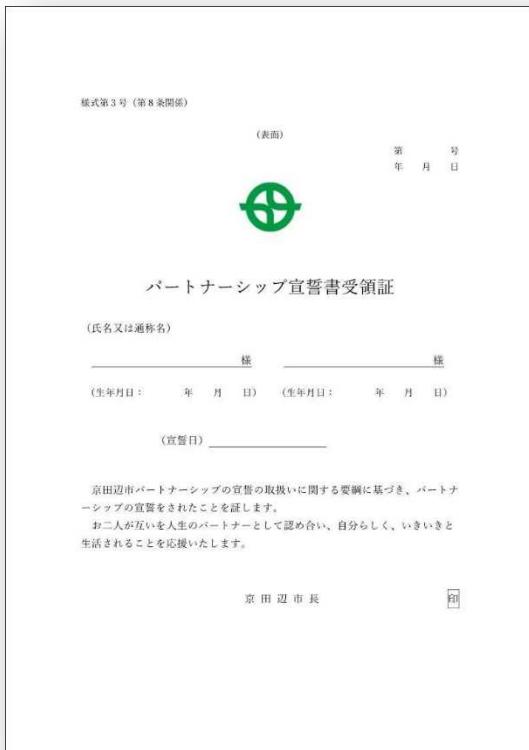
- 予約した日時に、必ず、お二人そろってお越しください。
※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（4ページ参照）を持って、お越しください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。（書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。）
- 内容に不備がない場合には、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」（以下「受領証等」という。）を原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

宣誓に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
宣誓書	様式第1号 パートナーシップ宣誓書に自署したもの。	1通	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	3か月以内に発行されたもので、宣誓日までに内容変更がないもの。 本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合は1通で可)	<input type="checkbox"/>
現に婚姻していないことを証明する書類	3か月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書で、宣誓日までに内容変更がないもの。 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」と、その日本語訳文。	各1通	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、基礎年金番号通知書、年金証書、など2点以上必要。	提示	<input type="checkbox"/>
通称名を日常的に使用していることが分かる書類 (氏名に代えて通称名の使用を希望する方のみ)	通称名を使用していることが客観的に分かる資料。 例)社員証や学生証、法人が発行した証明書など	提示	<input type="checkbox"/>

宣誓書の受領を証明するもの

<パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ) >



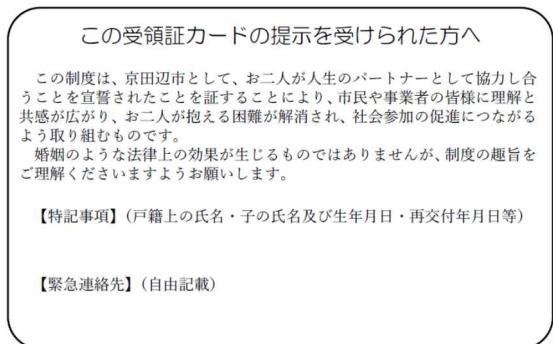
<パートナーシップ宣誓書受領証カード (運転免許証サイズ) >

※カードのデザインは数種類ご用意しております。

(表面)



(裏面)



3 宣誓後の届出等について

宣誓書受領証等の再交付

氏名・通称名を変更した場合や、受領証の紛失、破損、汚損などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、事前に電話、FAX 又はメールにて人権啓発推進課にご連絡のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を提出してください。再交付を行います。（3ページの「予約連絡先」を参照）

- ※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。
- ※ 氏名・通称名を変更した場合は、それを証明できる書類を添付してください。
- ※ 住所変更は再交付の対象になりません。

宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、事前に電話、FAX 又はメールにて人権啓発推進課にご連絡のうえ、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。（3ページの「予約連絡先」を参照）

- ・ パートナーシップが解消されたとき
- ・ どちらか一方が死亡したとき
- ・ お二人が京田辺市外に転出されたとき
(京田辺市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳しくは、次ページを参照ください。)
- ・ その他、宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき



自治体間連携について

京田辺市と連携協定を締結している自治体の間で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 京田辺市から転出する場合

京田辺市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、京田辺市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 京田辺市に転入する場合

- 連携協定を締結している自治体から京田辺市に転入する場合は、改めて京田辺市の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

<来庁による申告の流れ>

- ① 申告日時の事前予約（予約先：人権啓発推進課）
 - 申告を希望する日の7開庁日前までに、電話、FAX又はメールで予約をしてください。予約は、申告を希望する日の1ヶ月前から受け付けます。（3ページの「予約連絡先」を参照）
 - 予約の連絡をいただいた後、京田辺市から「申告日時、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
※ 予約の連絡から2開庁日以内に京田辺市からの連絡がない場合は、再度お問い合わせいただきますようお願いします。
 - 申告できる時間は平日の9時～16時（12時～13時を除く）です。来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

② 申告日の当日

- 予約した日時に、申告に必要な書類（8ページ）を持って、お越しください。
※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備え

ているかを確認します。

- 書類の不備等がなければ、原則として受領証等を即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

<郵送による申告の流れ>

- 事前に電話、FAX又はメールにて人権啓発推進課にご連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。(3ページの「予約連絡先」を参照)

※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。

- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、京田辺市の受領証等を返送いたします。(返送する住所に指定がある場合、申告書にその旨をご記入ください。)

※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

❖ 郵送先住所

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

京田辺市市民部人権啓発推進課（パートナーシップ宣誓制度担当）宛

申告に必要な書類(チェックリスト)

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
継続申告書	様式第2号	1通	<input type="checkbox"/>
受領証等類似書類	転入前に交付を受けた受領証、受領証カード等	各1通	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	3か月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合は1通で可)	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、基礎年金番号通知書、年金証書、など2点以上必要。	提示	<input type="checkbox"/>

【申告に係る注意事項】

京田辺市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

4 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A. 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、京田辺市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、一方又は双方が L G B T 等の性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 同性婚制度とは違うのですか？

A. 海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。京田辺市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 受領証等は、どのような場面で活用できますか？

A. 受領証は市の要綱に基づく書類であり、法的効力はありませんが、市の制度では、市営住宅の入居申込や犯罪被害者等給付金の申請等の制度が利用対象となっております。その他の制度については、京田辺市ホームページからご確認ください。

今後も、受領証を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、L G B T 等の性的少数者（性的マイノリティ）の方の社会参加の促進につながるよう、取り組んでまいります。

Q4 外国籍でも宣誓できますか？

A. 対象要件に該当する場合は宣誓できます。宣誓に必要な書類として、大使館等公的な機関が発行する「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」と、その日本語訳文を提出してください。

Q5 宣誓できない「近親者」とは具体的にはどの範囲ですか？

A. 次の場合です。

○ 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第 734 条）

　　祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

○ 直系姻族の間（民法第 735 条）

　　子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

○ 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第 736 条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

Q6 事実婚をしていても宣誓できますか？

- A. 対象者は、L G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）の方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、L G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、L G B T等の性的少数者（性的マイノリティ）のお二人の関係性を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入しているものです。

Q7 同居していないと宣誓できませんか？

- A. 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q8 通称名は使用できますか？

- A. 使用することができます。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる社員証や学生証などの書類をお持ちください。（確認後に返却します。）

なお、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q9 代理や郵送で宣誓できますか？

- A. 代理や郵送による宣誓は、原則、できません。職員による本人確認のうえ宣誓する必要があります。ただし、病気等の特別な事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

なお、京田辺市と連携協定を締結している自治体から京田辺市に転入し、京田辺市からパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望する場合は、郵送による手続きが可能です。（詳しくは、8ページをご参照ください。）

Q10 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

- A. 自署が困難な場合は、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q11 宣誓に費用はかかりますか？

- A. パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

Q12 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？

A. 転居により、「双方が、京田辺市民でなくなる」場合に限り、受領証等を返還する必要があります。

ただし、京田辺市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、返還の手続きは不要です。（詳しくは、7ページの「自治体間連携について」をご参照ください。）

Q13 受領証の有効期限はありますか？

A. 受領証等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q14 成りすましや偽装の悪用をされませんか？

A. 京田辺市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため本人確認書類の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証等を返却していただきます。

Q15 自治体間連携をしている自治体から京田辺市へ転居する予定ですが、転居前でも申告はできますか？

A. 転居前ではできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。

ただし、転居前でも申告を行う日の予約は可能です。（予約日までに転入手続きをお済ませください。）

Q16 なぜ、郵送による申告の場合も、事前に連絡が必要なのですか？

A. 書類の不備等が生じないよう、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

Q17 自治体間連携をしている自治体以外から京田辺市へ転居する予定ですが、申告はできますか？

A. できません。申告は、自治体間連携をしている自治体にからの転入の場合にのみ可能となっています。お手数ですが、新規での宣誓となります。



5 参考資料

【京田辺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）】

（趣旨）

第1条 この告示は、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市の区域内への転入前に、本市が参画するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（以下「連携自治体」という。）において、第8条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

（宣誓又は申告の対象者の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、ともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとしたし、又は連携自治体において宣誓その他これに類する行為（以下「宣誓等」という。）をした相手方以外に、事実上の婚姻関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとしたし、又は連携自治体において宣誓等をした者の双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係（宣誓をしようとしたし、又は連携自治体において宣誓等をした者の双方が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）ないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、来庁により、パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたも

のに限る。)を添えて、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の方又は双方が来庁できないと市長が認めるときは郵送により提出することができ、一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときはこれを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 独身証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類(外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類(外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。))
- 2 前項の宣誓を行うにあたっては、あらかじめ宣誓日を予約するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による宣誓にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を、郵送による宣誓にあっては同書類(個人番号カードにあっては、表面のみに限る。次条第3項において同じ。)の写しの提出を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書(別記様式第2号。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申告をしようとする者の方又は双方が自ら申告書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
 - (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告書の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 2 前項の申告を来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による申告にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を、郵送による申告にあっては同書類の写しの提出を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時又は申告時に提示するものとする。ただし、郵送による宣誓及び申告にあっては同書類の写しを提出するものとする。

3 第1項の規定により通称名を使用するときは、第8条第1項に規定する受領証等へ通称名を記載するものとする。

（子の氏名の記入）

第7条 宣誓又は申告をしようとする者は、一方又は双方と生計を一にする未成年の子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）の氏名について、次条第1項に規定する受領証等への記載を希望する場合は、住民票の写し、戸籍抄本その他の当該子との関係を確認することができる書類を市長に提出することにより、当該子の氏名を宣誓書等に記入することができる。

（受領証等の交付）

第8条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第3号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第4号）（以下これらを「受領証等」という。）を、宣誓書等の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携自治体に通知する。

（受領証等の再交付）

第9条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還等）

第10条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者等の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第6号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難と市長が認める場合は、受領証等の添付を要しない。

- (1) 宣誓者等のパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者等のどちらか一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者等の双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。（宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）

- (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第11条 市長は、京田辺市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書等の保管及び保存並びに登録簿の作成)

第12条 市長は、京田辺市文書整理保存規程（昭和48年京田辺市規程第6号）の定めるところにより宣誓書等を適正に保管し、及び保存し、並びに廃棄するものとする。

- 2 市長は、第8条から第10条までの規定により受領証等の交付若しくは再交付を行い、又は返還された場合は、パートナーシップの宣誓又は申告の登録簿を作成し、必要に応じて宣誓又は申告に係る情報を記録するものとする。

(事務)

第13条 パートナーシップの宣誓に関する事務は、人権啓発担当課において行う。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 宣誓日などの調整その他必要な行為については、この告示の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和8年2月 発行

京田辺市 市民部人権啓発推進課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

電話 0774-64-1336